

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ザンビア	無償資金協力に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ザンビアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	301,227千円 -----	H14. 2.26 ルサカで (同日)	日本側 五月女光弘在ザンビア大使 ザンビア側 エマヌエル・G・カソレンデ大蔵・国家計画大臣	H14. 6. 7 243号
ザンビア	無償資金協力に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ザンビアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	95,748千円 -----	H14. 3.14 ルサカで (同日)	日本側 松本洋在ザンビア臨時代理大使 ザンビア側 ボニフエイヌ・ノソンド大蔵・国家計画省兼通次官	H14. 7.23 313号
ザンビア	干ばつ地域給水計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	干ばつ地域給水計画の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 井戸及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 資材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	489,000千円 H15. 3.31まで	H14. 6.21 ルサカで (同日)	日本側 五月女光弘在ザンビア大使 ザンビア側 エマヌエル・G・カソレンデ大蔵・国家計画大臣	H15. 5.23 153号
ザンビア	無償資金協力に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ザンビアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	336,298千円 -----	H15. 9. 9 ルサカで (同日)	日本側 石弘之在ザンビア大使 ザンビア側 ソガンデラ・P・マカソレンデ大蔵・国家計画大臣	H16. 6.15 264号
ザンビア	感染症対策計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	感染症対策計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	510,000千円 H16. 3.31まで	H15. 9. 9 ルサカで (同日)	日本側 石弘之在ザンビア大使 ザンビア側 ソガンデラ・P・マカソレンデ大蔵・国家計画大臣	H16. 7.20 358号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ザンビアとの無償資金協力取極一覧